

平成27年第4回赤穂市教育委員会議事録

1 日 時 平成27年4月28日 午後2時

2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	池 本 芳 文
委 員	山 本 千 代
委 員	中 村 良 廣
委 員	橋 本 捷 一 郎

4 委員以外の出席者

教 育 次 長	三 谷 勝 弘
教 育 次 長	藤 本 浩 士
総 務 課 長	東 南 武 士
こども育成課長	山 本 伊 津 子
指 導 課 長	鍋 島 真 弓
生涯学習課長	溝 田 康 人
スポーツ推進課長	湍 重 義 浩
市民会館長兼中央公民館長	番 匠 則 子
図 書 館 長	新 家 義 行
学校給食センター所長	米 口 俊 也
文化財担当課長	中 田 宗 伯
市史編さん担当課長	小 野 真 一
書 記	近 藤 雅 之

5 付議事項

報告8	専決処分の報告について
専第2号	赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する 要綱の制定について
第60号議案	赤穂市生涯学習指導者等登録要綱の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議事録署名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 池 本 芳 文

署 名 人 山 本 千 代

平成27年第4回赤穂市教育委員会議事録

教育長 皆様、こんにちは。会議に先立ちまして委員の皆様方にお諮りしたい案件がございます。本日の委員会につきましては、傍聴の希望者がおられます。先着順により、すでに2名の方が選ばれております。赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条に規定する事件以外は、公開することとなっておりますが、公開事件に限り、傍聴希望者の方々に傍聴を許可してもよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、さよう決します。それでは、傍聴者の方々の入場を許可いたします。

(傍聴者入場、着席)

教育長 ただいまより、第4回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。はじめに、平成27第3回教育委員会議事録の署名を、池本前委員長、橋本委員、中村委員にお願いします。

(池本前委員長署名後、橋本委員、中村委員の署名)

教育長 ありがとうございます。次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。池本委員と山本委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。その他については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、その他については、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。報告8「専決処分の報告について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (専決処分の報告 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案2～7ページ及び議案参考資料2ページに基づき説明を行なった。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告8「専決処分の報告について」承認してよろしいか。

ご異議ないようですので、報告8「専決処分の報告について」承認いたします。

次に、第60号議案「赤穂市生涯学習指導者等登録要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(赤穂市生涯学習指導者等登録要綱の制定について、議案(その2) 2～4ページに基づき説明を行なった。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

具体的に「まちの先生」はどこを基盤にして、例えば高齢者なり趣味に興味のある方々に教えるのか、どこの場所で、例えば市民会館とか教育委員会とかその基盤はどちらになるのでしょうか。

事務局

高齢者大学の講師がひとつ考えられると思います。それからアフタースクールですとか子育て学習センターの子育て講座等でご協力いただけるのではないかと考えています。また学校でのキャリア教育における体験ということで、少し先に進んだところで何か出来ないかなと考えています。

委員

第5条第2項についてですが、その内容を審査し生涯学習指導者等としてふさわしいと認めるときはとありますが、この内容の審査は書類の審査なのか、指導者としてふさわしいと認めるのは誰がどう認めるのか、具体的に教えてください。

事務局

担当が生涯学習課でありますので、生涯学習課で行います。認めるのは教育委員会が認めますが、個別に審査を行うというのではなくて、書類上のものと考えています。

委員

先程、学校現場でのキャリア教育に活用するというお話がありましたが、まだまだお元気でテニスとか歌が上手な方とかいろいろな分野で活躍いただける人がいると思います。今、中学校の部活が削減されたり先生方の負担が大きくなったりしているところ、いいように橋渡しをしていただいで、部活に指導に行っていただくとかというようなことが出来たら、学校にも新しい風が入りますし、先生が専門的ではないということではないんですが、経験を積まれてきた方はそれなりの技術なり経験をお持ちですので、それを子供達に伝えていただくということは大きな意味があると思います。始まったばかりで難しいと思いますけども、先を見据えて指導課とも連携をとって、子供達の将来に何か得意分野を探すような出合いをさせていただけたらありがたいなと思います。指導にはいられるシニア世代の方も生きがいになるでしょうし、教えていた

多く方もありがたいことだと思えますしお互いにいいことだと思えますので、この制度を充実させていただきたいと思えます。

事務局 委員がおっしゃられたとおりだと思えます。第一歩としてこの登録制度を設けていきたいと考えています。

委員 2点ございます。1点目は先程委員が言われたことと同じ趣旨なのですが、特に中学校の部活動ですけれども、非常に現場は大変ではないかと思えます。これをいかに支援するかということで、今回は生涯学習課から出てきている話なのですが、できましたらスポーツ推進課や指導課と話し合っただきまして、いかに支援出来るかという視点で検討を始めることは出来ると思えますので、そこからスタートしていただきたいと思えます。先生を支援するという意味では是非始めていただきたいと思えます。新しい学習指導要領がスタートしておりますけれども、指導上留意すべき事項として部活動の支援につきましては前の指導要領には書いてなかったんですが、新しく出てきました。今回は前面に出てきているはずですので、ですからこれはなんとか考えていただきたい事柄ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

2点目ですが、第6条についてですが、リーダーの報酬については低廉謝礼とするとありますが、低廉謝礼というのが気になりまして、この言葉はあるのでしょうか。気になりました。何か低廉と書いた理由があれば教えていただきたいと思えます。

事務局 2点目の低廉謝礼についてですが、高齢者大学等の講師料としてお支払をしている例はこれまでもございます。それよりも少し安価なところでシニア世代の方を活用出来ないかなというところで、この低廉なという表現をさせていただいております。

委員 そうしますと、ここに登録された講師と登録されていない講師がいて、2本立ての報酬体系でやっていくということで、今回のシニア世代については低廉謝礼でいきたいということですね。

事務局 そのとおりであります。

委員 それでいいのかどうか気になります。シニア世代の講師の方も立派な方がおられるんじゃないかなと思えますが、赤穂市内の人ですので財政も大変なのでまあこらえてえなということなのかもしれませんが。いわゆる共に働く、共働ということでそのへんのところを理解していただく努力をきちんとしていただきたいと思えます。私は低廉な講師だと自嘲するようなことになるととんでもないことになりますので、そうではないんだ、市民と共につくりあげていく生涯学習だということのをきちんとして理解していただかないと、これが表に出ますので具合が悪いなと思えますので、私は取った方がいいと思えますが、独り歩きすると具合が悪

い事もあると思いますので、その点を考えていただきたいと思います。

事務局

逆に、新しい制度をつくるという上で、委員がおっしゃられたとおり、そういうことを理解したうえで協力いただける方にご参加いただきたいということでご理解いただきたいと思います。

事務局

1点目のご提案につきましては、指導課として検討してまいりたいと考えております。

委員

橋本委員が指摘された低廉という文言をはずすことは出来ないのでしょうか。教育委員会が別に定めると後の文章にありますので、橋本委員が言われたとおり低廉という言葉が適当なのかどうか検討を再度お願いしたいと思います。

事務局

課長が申しあげましたように、従来、公民館等で講師としてお願いしていた方ではなくて、名は知られていないけどもそういう能力を持った方に第1歩として講師という道に進んでいただく、ずっと登録していただいて熟練も重ねられて、指導者たるに相応しい適切な対価を払って講師としてお願い出来る与众目が認めるところになれば通常の高齢者大学の謝礼、そんなに高いものではないんですけども、そういう段階に進めるものと考えます。ただ対価をもらってまで講師としてはどうもと躊躇される方について、気軽に参加してくださいと、シニア世代の能力を後世に伝えてくださいというワンステップとしての制度として考えておりますので、今の高齢者大学等の講師とはやはり報酬に差を設けるべきという考えであります。従いまして対外的に周知をするにあたって、通常市の提供している謝礼とは別ですと明記した上で了解をしていただいた上で講師として、サポーターとして勤務していただくという周知が必要と考えますので、これについては原案どおり低廉という言葉をつけさせていただけたらと考えております。

委員

これを読ませていただいたときに、シニア世代の生涯学習リーダーというのはボランティアの意味合いが強い方々の登録なのかなと思いました。公民館とかで講師をされる方は、1年間で1回くらいとかで単発的な講師としてとらえて、こちらはアフタースクールですとか子育て学習センターというところで、年間1回ではなくて、繰り返し複数回活動されるようになるのかなと思いました。自分がボランティアをするときもそうなんですけども、自分が持っているものを提供して喜んでくれたり、子供達の育成につながったり、同じ年代の方々の見識を広げることにつながるのであれば、報酬というのはあまり期待はされていないと思います。ボランティア保険の範囲でと書かれていますが、どこかにボランティア的な色合いがあるという文言が入っていればどうかなと思います。如何でしょうか。

事務局 ボランティアという言葉は第7条に書いてありますが、生涯学習リーダーというのが低廉謝礼をお支払する方で、生涯学習サポーターというのがボランティアという言葉置き換えた意味合いで捉えております。

教育長 他にご発言がないようですので、第60号議案「赤穂市生涯学習指導者等登録要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員 異議なし。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第60号議案は、原案のおおりに議決されました。

只今より、非公開事件の審議を始めますので、赤穂市教育委員会傍聴人規則第5条（傍聴人の退場）により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長 他にご発言がないようですので、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」の報告を終わります。

ここで、傍聴人の入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

教育長 再開いたします。その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局 (夏の省エネルギー対策等について、資料1「夏の省エネルギー対策等について」に基づき説明を行なった。)

事務局 (第64回赤穂市民総合体育祭及び第5回赤穂シティマラソン大会について、資料2「第64回赤穂市民総合体育祭開催要項」及び資料3「第5回赤穂シティマラソン大会」に基づいて説明を行なった。)

事務局 (平成27年第5回教育委員会は、平成27年5月21日(木)午前10時より、赤穂市役所第2庁舎会議室で開催することについて報告を行った。)

教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして第4回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

(午後2時47分閉会)

平成27年4月第4回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
3/31	火	退職教職員辞令交付式及び感謝状贈呈式(姫路市) 第3回赤穂市社会教育委員会・公民館運営審議会・市民会館運営審議会 赤穂シティマラソン大会総会 図説赤穂市史編集委員会 退職者を送るつどい(市)
4/1	水	辞令交付式(市費・県費) 部長会議
2	木	就任挨拶回り(県教育委員会・播磨西教育事務所・姫路市 他)
3	金	教育委員会部内会議 臨時校園所長会
4	土	西はりま医療専門学校入学式
5	日	関西福祉大学入学式
6	月	就任挨拶回り(宍粟市・佐用郡 他)
7	火	給食センター職場会議 坂越中学校入学式
8	水	政策会議 スポーツ少年団正副本部長会議
9	木	兵庫県立赤穂特別支援学校入学式
10	金	定例校長会
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	平成27年度市町組合教育委員会教育長会議(神戸)
15	水	市議会臨時会 定例園所長会 校園所長会歓送迎会
16	木	高齢者大学入学式(高雄)
17	金	高齢者大学入学式(塩屋) 赤穂市体育協会理事会・懇親会
18	土	市長旗争奪少年野球大会
19	日	
20	月	
21	火	文化財保護連絡員会議
22	水	
23	木	総務文教委員会
24	金	議員待遇者第30回定期総会
25	土	兵庫リレーカーニバル見送り
26	日	
27	月	
28	火	定例教育委員会 スポーツ推進員会議 赤穂西小学校運営協議会